

集团的消費者被害に係る訴訟制度の創設に関する意見書

全国の消費生活相談の件数は、平成22年度で約89万件と、依然として高い水準が続いている。

一方で、現在の訴訟制度の利用には相応の費用と労力を要することから、事業者に比べて情報力や交渉力、資力に劣る消費者は、被害回復のための行動を起こすことが困難な状況にある。また、従来の消費者団体訴訟制度では、適格消費者団体に損害金等の請求権を認めていないため、消費者の被害救済には必ずしも結び付かないという課題がある。

そこで、平成23年8月に、消費者委員会集团的消費者被害救済制度専門調査会において、消費者のための新たな訴訟制度の案が、報告書として取りまとめられ、現在、消費者庁において、その法案化が準備されている。

この制度案は、共通争点を有し多数発生している消費者被害を対象事案とし、手続追行主体を内閣総理大臣が認定する適格消費者団体に限定している。また、訴訟手続を二段階に区分し、一段階目の訴訟で事業者側の法的責任が認められた場合に、二段階目で個々の被害者が参加し、簡易な手続で被害額を確定の上、被害回復を図るという仕組みとなっている。そのため、現行制度と比べて、費用や労力の面で、消費者の負担が軽減されるものである。また、対象事案には、紛争全体を見通すことのできる契約関係を中心に選定するなど、事業者側にも配慮ある制度となっている。

よって、国においては、消費者委員会の報告書の内容を踏まえ、集团的消費者被害回復に係る訴訟制度について、早期に国会に法案を提出し、その創設を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月26日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	横 路 孝 弘 殿
参 議 院 議 長	平 田 健 二 殿
内 閣 総 理 大 臣	野 田 佳 彦 殿
総 務 大 臣	川 端 達 夫 殿
内 閣 官 房 長 官	藤 村 修 殿
内閣府特命担当大臣 (消費者及び食品安全)	松 原 仁 殿